

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5人	5人	3人	13人
弘前支店	3	1	1	5
合計	8人	6人	4人	18人

様式第一号別紙二(1)又は(2)に記入した順に、全ての営業所について記入する。

各営業所に所属する技術者のうち「営業所の専任技術者」の要件を満たす者の数を記入する。

建設業に従事している使用人（雇用期間を限定することなく雇用された者）の数を記入する。  
 法人にあっては、代表権を有する役員、個人にあっては、その事業主を含む。  
 日雇い等の労務者、兼業事業部門に従事する者は除く。法人の監査役も除く。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。